

予 第 134 号

平成19年10月2日

本 庁 各 部 局 長  
議 会、 監 査 委 員 及 び  
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長  
各 広 域 振 興 局 等 の 局 長 } 様

岩手県副知事 竹 内 重 徳

平成20年度の予算編成について（通知）

国の平成20年度予算については、「平成20年度予算の概算要求に当たっての基本方針について」（平成19年8月10日閣議了解）において、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとし、また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制するとしており、多額の赤字公債を出している現状では、引き続き歳出の抑制をする予算編成が予想される状況にあります。

このような中であって、本県においては、グローバル化の急速な進展などに伴い、地域経済や県民生活を取り巻く環境も大きく変化する中、依然として厳しい雇用情勢や医療資源の地域偏在をはじめ、私たちの暮らしは、様々な危機に直面しています。

こうした危機を希望に変えていくため、平成22年度までに、重点的・優先的に取り組んでいく政策などを「新しい地域経営の計画」として策定しているところです。

この計画は、県全体の政策推進の方向性を示す「政策編」と4広域振興圏の確立に向けた「地域編」のほか、「改革編（岩手県集中改革プログラム（仮称）」）を一体的に策定し、その実効性を高めることとしていますが、今後、この計画に掲げた政策を着実に推進するためには、持続可能な行財政構造の構築が不可欠であります。

しかしながら、本県の財政は、近年の地方交付税の大幅な削減や、国の要請に沿って行ってきた経済対策に伴って発行した県債の償還が、当分の間、高い水準で推移することなどにより、平成20年度から22年度までの間において多額の財源不足が見込まれており、また、主要3基金の残高が大きく減少していることから、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなるものと見込まれます。

このような危機的な財政見通しを踏まえ、中長期的に県財政の健全化を進めるとともに、各年度の予算において、より踏み込んだ歳入確保・歳出削減を着実に実行し、歳入歳出ギャップを解消していく必要があります。平成20年度予算は、その取組みを具体化する最初の予算となります。

したがって、来年度の予算編成に当たっては、このような財政環境を踏まえ、あらゆる

角度から歳入確保の取組みを進める一方、政策評価結果、事務事業の総点検等により、事業効果、効率性等を検証し、歳出の徹底した見直しを行うとともに、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、一層の「選択と集中」を進め、更なる創意と工夫をこらすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めることとしてください。

つきましては、平成 20 年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう、通知します。

#### 記

- 1 財政運営の健全化を推進するため、中期的な財政見通しの下に、歳入に見合った規模となるよう、引き続き歳出の抑制を図っていくこと。
- 2 「政策の選択と集中による行財政資源の最適配分」が可能となるよう、予算編成方法を見直し、政策的な経費については、部局予算枠を原則として廃止し、全庁的な調整の下で予算を編成し、政策の重点化を図ることとする。
- 3 平成 20 年度の施策の企画立案に当たっては、政策評価や事務事業の総点検等の結果を反映させるほか、社会経済情勢の変化などを踏まえつつ、現在、策定を進めている「新しい地域経営の計画」を推進する観点から、より戦略的に検討を進めること。
- 4 公共事業については、新しい地域経営計画の「6本の政策の柱」を支える基盤（土台）としての観点から重点化を図ること。
- 5 広域振興局長及び地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）が予算要求する事業（以下「振興局予算」という。）は、次に掲げる事業とすること。
  - (1) 広域振興局長等が広域振興圏単位で推進するプロジェクトを構成する事業のうち、戦略性が高く、全県的な波及効果が期待される先駆的事业
  - (2) 地域で執行する公共事業（国直轄事業を除く。）
- 6 主要経費のうち戦略推進費及び振興局予算については、政策評価・推進会議で採択したものについて、予算措置をすること。
- 7 予算要求・調整に当たり、留意すべき事項は、次のとおりであること。
  - (1) 当初予算は、年間予算として編成することとし、補正予算は、法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定すること。
  - (2) 予算要求・調整に当たっては、各部局単位に要求・調整基準を設定するので、所管の予算について部局内で十分検討、調整を行い、年間を通じて適切かつ円滑な執行が確保されるよう配慮すること。
  - (3) 「政策等の評価に関する条例」に基づき実施した政策評価及び事務事業の総点検等の結果を踏まえ、政策の優先度に応じた重点化を図るとともに、効率的な事務・事業の実施に向けて、効果の低い事業は廃止するなど、施策や事業の徹底した見直しを行うこと。
  - (4) 新規施策に要する経費については、全ての事務・事業の抜本的な見直しにより捻出した財源を振り替えて対応するよう努めること。

- (5) 近年、予算の繰り越しや不用額が多額になっていることから、予算調整に当たっては、事業毎に年度内に執行可能な事業量を十分に検討のうえ、多額の繰り越しや不用額が生ずることがないように特に留意すること。
- (6) 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。
- (7) 施策の立案に当たっては、次の点に配慮すること。
  - ア 県政懇談会における提言等、県民の要請を十分に検討すること。
  - イ 地域課題に対応した施策を可能な限り反映させるよう、広域振興局等との協議・調整を十分に図ること。